

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前11時00分 開議

○議長（林 健児君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第25号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案第25号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務建設常任委員長、どうぞ。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

総務建設常任委員会は6月9日に開会しました。本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第25号専決処分の承認を求めることについては、全員賛成で承認すべきものと決定しました。質疑はありませんでした。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第26号大治町子ども子育て支援拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定ついてを議題とします。

議案第26号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長 後藤田 麻美子

議長。

○議長（林 健児君）

文教厚生常任委員長、お願いします。

○文教厚生常任委員長 後藤田 麻美子

文教厚生常任委員会は6月10日に開会しました。本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第26号大治町子ども子育て支援拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、全員で可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

利用者の範囲について、「町内に住所を有する子ども及びその保護者」それから「町長が必要と認める者」とあるが、町外の友人と親子は施設を利用することができるのかとの問いに対しまして、基本的には町内に住所を有する者としているが、保護者が町外でも認めていきたいと考えているとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定するこ

とに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第27号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第27号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長 後藤田 麻美子

議長。

○議長（林 健児君）

文教厚生常任委員長、お願いします。

○文教厚生常任委員長 後藤田 麻美子

議案第27号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

日額6,500円とあるが、この金額の根拠は何かとの問いに対しまして、業務量や職責を勘案し、他の委員との均衡を図りこの金額にしたものであるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[[なし]の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[[なし]の声あり]

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第28号大治町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第28号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務建設常任委員長、お願いします。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議案第28号大治町税条例等の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第29号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第29号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）

文教厚生常任委員長、お願いします。

○文教厚生常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第29号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、賛成4、反対1で賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

今回開催した運営協議会で委員の方からどんな意見が出たかとの問いに対しまして、委員からは医療給付費が増加する一方、被保険者の所得が十分伸びない状況で課税限度額を引き上げると高所得者に多くの負担がかかるが、中間所得層に配慮した保険税の算定ができるため、今回の改正案には賛成との意見があったとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対します。

新型コロナウイルスの感染拡大により町民の所得が減っております。また、国民健康保険税の応能割の資産割の割合が以前より減ったとはいえ、まだ残っています。そのため資産があっても所得が少ない人がいると思われれます。その方々にとって課税限度額の拡大は生活をもっと苦しめるものになります。よって、大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対します。以上です。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○12番（下方繁孝君）

議長。

○議長（林 健児君）

12番下方繁孝議員。

○12番（下方繁孝君）

12番下方繁孝でございます。議案第29号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

今回の条例改正につきましては、地方税法施行令の改正を踏まえ国民健康保険被保険者間の保険税の公平性を確保するために課税限度額の見直しをする内容でございます。

よって、私は本議案に賛成するものです。皆様の御賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第30号大治町遺児手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第30号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

[[議長、暫時休憩お願いします]の声あり]

○議長（林 健児君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時12分 休憩

午前11時13分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○文教厚生常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）

文教厚生常任委員長、お願いします。

○文教厚生常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第30号大治町遺児手当支給条例の一部を改正する条例につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

改正前は両目の視力の和が0.04以下で改正後は両目の視力がそれぞれ0.03以下の者などとなっているが、対象者がふえるのかとの問いに対しまして、対象者の範囲が広がったものであるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第32号、日程第8、議案第33号を一括議題とします。

議案第32号、議案第33号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

○予算決算常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

予算決算常任委員長、お願いします。

○予算決算常任委員長（松本英隆君）

予算決算常任委員会に付託されました事件の結果について、会議規則第41条の規定に

より御報告いたします。

去る6月7日の本会議において当委員会に審査を付託されました議案につきましては、6月9日に総務建設分科会、6月10日に文教厚生分科会を開いて審査を行い、本日委員会の全体会を開き、各分科会委員長の審査報告を受けました。

その結果、議案第32号、33号の2議案につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第32号令和4年度大治町一般会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第33号令和4年度大治町下水道事業会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。



[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第35号、日程第10、議案第36号を一括議題とします。

議案第35号、議案第36号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務建設常任委員長、お願いします。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議案第35号大治町道路線の廃止については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。質疑はありませんでした。

議案第36号大治町道路線の認定については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告いたします。

廃止して再度追加で認定する理由はとの問いに、追加部分のみを新しく認定すると1路線に見えるが、管理上では2路線となり管理がしづらいため1路線にするとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第35号大治町道路線の廃止について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第36号大治町道路線の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第37号令和4年度大治町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

議案第37号令和4年度大治町一般会計補正予算（第3号）。

令和4年度大治町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1788万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億5757万4000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和4年6月17日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、コロナ禍における原油価格・物価高騰により同水準での給食の提供が困難になるため、食材費の高騰分を小中学校に補助し、保護者の負担の上昇を抑制するための経費として小中学校給食費補助金を1719万3000円増額し、公民館の冷温水発生機真空漏洩調査業務委託料として69万3000円計上するものでございます。

これらの財源として、財政調整基金繰入金を充てるものでございます。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。9ページの小中学校給食費補助金でございます。議案説明の中でも今後食材が15%ほど値上げが予想される。小学校に対しては1食当たり40円、中学校は1食当たり50円の補助をするという根拠で示されております。ただ、今の町長の提案理由の中で給食費の値上げを抑制するとあります。抑制ということは抑える。減少させるのか、給食費の値上げをしない、ゼロにするのか。そこら辺ちょっとわかりにくい提案理由でございましたので、この補助によって給食費の値上げをしないようにするのか、そこら辺答弁をお願いいたします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○学校教育課長（太田悦寛君）

こちらの補正予算ですが、給食費の値上げをしないようにするためのものがございます。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原でございます。安心をいたしました。ただ、現在小中学校の給食費、ひと月当たり200円補助していると思うんですが、今回1食当たりということちょっと補助の仕方が違うんですが、それはなぜなのかと。

また、今行っているひと月当たりは財源で交付金などを使っているわけじゃないわけですが、今回新型コロナ関係の交付金を使っているということで補助した後のチェック体制ですね、経費の面の。そこら辺はどういうふうに考えているのか。2点お聞きしたいと思います。

○学校教育課長（太田悦寛君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○学校教育課長（太田悦寛君）

もともとある給食費補助金がひと月当たり200円で今回が1食当たりということなんです、今回算定するに当たりまして物価上昇額を捉えまして、給食費1食当たりどれぐらい値上がりするんだらうということを考えて計算いたしましたので、今回の補助については1人1食当たりということで計算させていただこうと思っております。

もう1個のチェック体制をどうするかというお話ですが、こちらコロナの交付金のほうを活用してやっていくということもありますので、しっかりとしたチェックをしてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原でございます。答弁ありがとうございます。議案説明会の中でも今後食材費15%ほど値上げが予想されるということで、1食当たり今回補助ということで3月まで補助だと思んですが、来年度、今までの説明だと食材費が下がれば、もとに戻ればですが、戻らないことが予想されるわけで、今後給食補助に対する考え方はどうなんでしょうか。

○教育部長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育部長。

○教育部長（水野泰博君）

さきの委員会でもお答えしたんですが、今回はコロナの影響での物価上昇を見て今年度中のお願いをしているものでございます。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、議案第37号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第37号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

議案第37号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第37号は可決されました。

日程第12、議案第38号令和4年度大治町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

議案第38号令和4年度大治町土地取得特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度大治町の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1546万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1553万7000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和4年6月17日提出、

大治町長。

今回の補正の内容は、砂子防災公園の用地を先行取得する経費として1546万1000円計上するものでございます。

これらの財源として、土地開発基金繰入金を充てるものでございます。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。今回の土地購入など議案説明会でもありましたように、砂子防災公園、その土地の売却に対して合意がなかった方が今回合意されたということで職員皆様の頑張りのおかげかと思い感謝しております。その中で町民の方からもいろいろ意見を伺っております、やっぱり合意されておられない方もまだまだあると。今回も含めてですが、法的なことも少し検討したほうがいいんじゃないかという声も聞いております。法的なことは僕全然わかりませんので、そうすると顧問弁護士さんの方にお聞きするしかないと思うんですが、今回、今まででもいいですが、顧問弁護士さんの方にこの件に関して、法的なことに関してお聞きしたことはあるんでしょうか。購入に関しても、含めて。今回の購入も含めてね。

○議長（林 健児君）

吉原経夫議員、補正予算なので。

○9番（吉原経夫君）

いや、だから今回の補正が上がってくる段階で顧問弁護士さんとか相談したのか。したか、していないか。

○建設部長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（林 健児君）

建設部長。

○建設部長（三輪恒裕君）

今回補正させていただく案件に関しては、そういったことは行っておりません。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、議案第38号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第38号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

議案第38号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第38号は可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで令和4年6月大治町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時32分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 林 健 児

署名議員 松 本 英 隆

署名議員 吉 原 経 夫